国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与取扱細則の一部改正

国立人子伝入来尔展工人子乔吊到戚貝和子以放和则少一部议正					
現行			改正		改正理由
本則 第1条の2 非常勤職員給与規程第6条第3項に規定する「職務区 分に応じて別に定める相当級号俸」は、別表第1から別表第3 のとおりとする。		第	本則 第1条の2 非常勤職員給与規程第6条第3項に規定する「職務区 分に応じて別に定める相当級号俸」は、別表第1から別表第3 のとおりとする。		
別表第1 事務、技術、技能及び労務に関する職務を補佐する職務 一 採用から3年の期間		事	別表第1 事務、技術、技能及び労務に関する職務を補佐する職務 一 採用から3年の期間		
職務区分	相当級号 俸		職務区分	相当級号 俸	
事務に関する職務を補佐する職務	1-25		事務に関する職務を補佐する職務	1-25	
技術に関する職務(看護に関する職務を除く。)を補佐する職務			(削る)		非常勤職員給与規程の改正(技術補佐員の削除)に伴
技術に関する職務(看護に関する職務に限る。)を補佐する職務	2-14	-	(削る)		う修正漏れの是正
技能、労務に関する職務を補佐する職務 国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則別 表に定める技能補佐員(以下「技能補佐員」とい う。)	1-53		技能、労務に関する職務を補佐する職務 国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則別 表に定める技能補佐員(以下「技能補佐員」とい う。)	1-53	
国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則別表に定める臨時用務員(以下「臨時用務員」という。)	1-45	•	り。) 国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則別 表に定める臨時用務員(以下「臨時用務員」とい う。)	1-45	
二 3年を超えて雇用される期間		_	3年を超えて雇用される期間		

職務区分	相当級号俸
事務に関する職務を補佐する職務	1-29
技術に関する職務(看護に関する職務を除く。)を	
補佐する職務	
技術に関する職務(看護に関する職務に限る。)を	2-20
補佐する職務	
技能、労務に関する職務を補佐する職務	
技能補佐員	1-60
臨時用務員	1-51

別表第2(略)

別表第3

学校医の職務

職務区分	相当級号俸
学校医の職務	常時勤務を要する職員として採用した場合
	に受けることとなる相当級号俸とする。

職務区分	相当級号俸	
事務に関する職務を補佐する職務	1-29	
(削る)		
(削る)		
技能、労務に関する職務を補佐する職務		
技能補佐員	1-60	
臨時用務員	1-51	

別表第2(略)

別表第3

学校医及び看護補佐員の職務

職務区分	相当級号俸
学校医の職務	常時勤務を要する職員として採用した場合
看護補佐員の職務	に受けることとなる相当級号俸とする。

看護補佐員の相当 給号俸の決定方法 を学校医と同様に する改正

附 則(令和4年4月1日細則第5号) この細則は、令和4年4月1日から施行する。